

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.083

処 分 名	マンション建替型総合設計の許可
処 分 の 概 要	マンション建替型総合設計は、許可対象を要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションに限定しており、危険な老朽マンションが除却・建替えされることの公益性を評価しつつ公開空地の整備のほか、地域の防災、環境等への貢献を評価し特定行政庁が建築審査会の同意を得て、建築基準法による形態規制の一部を緩和することができるものです。
根拠法令等・条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であり当分処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設 定 年 月 日	平成 26 年 12 月 24 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	

■ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律

(容積率の特例)

第百五条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)、容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。)及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条から第九十六条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋